

	日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約	日本国と朝鮮民主主義人民共和国との間の基本関係に関する条約(案)
前文	<p>日本国及び大韓民国朝鮮民主主義人民共和国は、両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び</p> <p>主権の相互尊重の原則に基づく両国関係の正常化に対する相互の希望を考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため、並びに国際平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、</p> <p>千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第百九十五号(III)を想起し、この基本関係に関する条約締結を決定し、よってその全権委員として次の通り任命した。</p> <p>日本国 日本国外務大臣 椎名悦三郎 高杉晋一</p> <p>大韓民国 大韓民国外務部長官 李東元 大韓民国特命全権大使 金東ジョ</p> <p>これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。</p>	<p>日本国及び朝鮮民主主義人民共和国は、</p> <p>かつて日本国が朝鮮民族の意志に反して植民地支配を強要し、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を確認し、この事実に対する日本国の反省とお詫びの気持ち</p> <p>が両国民の間の善隣関係の出発点となるとの認識を共有し、</p> <p>主権の相互尊重の原則に基づく両国関係の正常化に対する相互の希望を考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため、並びに国際平和及び安全の維持のために、</p> <p>両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、</p> <p>相互の関係の発展が両国が従来維持してきた他の諸国との関係の発展に寄与することを確信して、</p> <p>この基本関係に関する条約締結を決定し、よってその全権委員として次の通り任命した。</p> <p>日本国 日本国外務大臣 朝鮮民主主義人民共和国 朝鮮民主主義人民共和国外務大臣</p> <p>これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。</p>
第一条	両締約国間に、外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。	両締約国間に、外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。
第二条	千九百十九一〇年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認された。	千九百十九一〇年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、無効であることが確認された。

第三条	大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。	朝鮮民主主義人民共和国政府は、その有効的に支配する領域における合法的な政府であることが確認される。
第四条	(a)両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。(b)両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たって、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。	日本国はかつての植民地支配によってもたらした損害と苦痛に対する反省とお詫びの気持ちから出発して、国交樹立後、適当な期間にわたり、無償資金協力、低金利長期借款供与等の経済協力を実施する。その具体的規模と内容については、すみやかに協議を行い、協定を締結するものとする。
第五条	両締約国は、その貿易海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。	両締約国は、その貿易海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。
第六条	両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。	両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。
第七条		日本国に居住する朝鮮民主主義人民共和国の公民は、日本国の法律によって基本的人権と民族的権利を保障される。
第八条		両締約国は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認し、かつて両締約国の関係が不正常であった時期に発生した遺憾な問題の結果について救済の努力をつづけることを確認する。 両締約国は、安全保障の確保と相互信頼の醸成に努力し、地域の平和と非核化のために協力することを確認する。
第九条	この条約は批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにピョンヤンで交換されるものとする。この条約は批准書交換の日に効力を生ずる。 以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。	この条約は批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにピョンヤンで交換されるものとする。この条約は批准書交換の日に効力を生ずる。 以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。